

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

住宅取得資金の贈与の改正

Q：平成11年度の改正では、住宅取得資金の贈与税の計算の特例が拡充されるそうですが、税負担も減少するのでしょうか。

A：1千万円超の贈与については税負担が減少します。

【解説】

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例が11年分から拡充されることとなります。

具体的な改正項目は、①特例計算の限度額を1千万円から1千5百万円に引き上げる、②適用対象となる住宅の床面積要件の上限の撤廃、③中古住宅の際の築後経過年数要件の緩和、となっています。

このうち最も注目されるのは①で、現行と改正後の贈与税額を比較すると、次のようになります。(単位：万円)

住宅取得資金の特例による贈与税額

贈与額	現行	改正後	減税額
1,000	70	70	0
1,100	86.5	82.5	4
1,200	111	97.5	13.5
1,300	140.5	112.5	28
1,400	175	132.5	42.5
1,500	212	152.5	59.5
1,600	252	177	75
1,700	294	206.5	87.5
1,800	339	241	98
1,900	386	278	108
2,000	436	318	118

